

## 学習塾の契約でトラブル 費用や解約ルール確認

本格的な受験シーズンがスタートしました。進学や進級を間近に控えたこの時期に、学習塾への入塾を検討されるご家庭も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、学習塾の契約をめぐるトラブル事例と注意点についてご紹介します。

▼息子が自習方式の塾に1年ほど通ったが、一向に成績が向上しないため、今月で退塾したいと申し出たところ、翌月分の授業料と施設管理費を請求された。支払わなければならないか。(40代 女性)

▼娘が入塾を前提に臨時講習に参加したが、指導者の高圧的な態度におびえて「通いたくない」と言い出した。そこで入塾を断ったところ、支払った臨時講習の全日程分の代金と1年分のテキスト代金は返金できないと言われた。納得できない。(40代 女性)

▼広告を見て塾に出向き、説明を受けた上で「いつでも通えるコース」を申し込んだ。ところが、このコースを受けるには追加の条件があり、コースの内容も説明とは異なっていた。解約したい。(50代 女性)

学習塾の指導内容に不満があるなどの理由で、契約期間の途中で解約したいという相談が多く寄せられています。

学習塾は契約する時点で期間が長期にわたる場合が多い一方、その指導方法や内容が子どもの特性に合っているかどうかは分からないこともあります。契約する前に契約書をよく読み、授業料やテキスト代などの必要な費用、解約時のルールについて、よく確認しておくことが大切です。また、事業者の広告や説明だけでなく、実際に利用している人からも話を聞くなど慎重に検討しましょう。

学習塾の契約は、契約期間が2カ月を超え、同時に契約金額が5万円を超える場合は、契約書を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。さらに、その期間を過ぎてしまっても、法律で定められた解約料を支払うことで中途解約ができます。納得できない場合には一人で悩まず、早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。